

取組NO	着手事項	改革項目	目指す姿	3か年の取組			取組指標(財政効果額)			取組状況への評価	今後の取組方針	
				令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)	指標	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)			令和3年度(見込)
1	まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	人口増に資する施策を検討・実現させ、より一層充実させることで、市全体に活力が生まれる未来志向の改革を推進	人口増に向けた施策の検討を行うWGの設置に向けた検討	人口増に向けた施策の検討を行うWGの設置に向けた検討	人口増に向けた施策の検討を行うWGの設置に向けた検討	同戦略に掲げて進捗管理を行う具体的な施策・事業数	34件	37件	41件	令和2年度は、地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税制度の更なる活用を見据え、令和3年度を始期とする「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、各部の取組を進める。地方創生関係交付金や企業版ふるさと納税制度等、関係制度の動向を注視し、必要に応じて第2期総合戦略の改訂を行う。
2	施設使用料の検証及び見直し	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等)	施設使用料を市民が適切に負担し、健全な施設運営が行われている状態を実現	使用料の現状について情報収集を行うとともに検討を行った。	引き続き使用料の現状について情報収集を行うとともに検討を行った。	引き続き使用料の現状について情報収集を行うとともに検討を行った。	人口の社会増減数	-131人(R1) -201人(H27-R1平均)	+512人(R2) -74人(H28-R2平均)	プラス(R3) プラス(H29-R3平均)	引き続き使用料の現状について情報収集を行うなどの準備を進めた。	現在、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えて、適切な時期に取組が行えるよう、引き続き使用料の現状について情報収集を行うなどの準備を進める。
3	補助金の妥当性及び必要性の検証及び見直し	2-(5) 補助金の適正化	補助金支出が適正に行われ、各種団体の事業が活気づいている状態を実現	補助金の現状把握及び各所属における個別検証を行った。	引き続き補助金の現状把握及び各所属における個別検証を行った。	引き続き補助金の現状把握及び各所属における個別検証を行った。	検討委員会の実施回数	0回 高齢者乗車制度の見直しを優先	0回 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、検討会開催を見送り	未定	引き続き補助金の現状把握及び各所属における個別検証を行うなどの準備を進めた。	現在、新型コロナウイルス感染症の流行の収束が見通せない中、市として、国・府の支援策に加え、関連する補助金事業等を展開するなど、独自の支援策も打ち出して別の形で進めている状況であり、収束を見据えて、適切な時期に取組が行えるよう、引き続き補助金の現状把握及び各所属における個別検証を行うなどの準備を進める。
4	市の交通施策の在り方検討	3-(2) 自動車運送事業の経営について	バス事業における現状の課題を検証し、今後の経営形態の在り方について整理し、民営化に関して検討	バス事業の持続的な確保に向けた方策の検討	バス事業の持続的な確保に向けた方策の検討	バス事業の持続的な確保に向けた方策の検討	0回	0回	0回	未定	バス事業の持続的な確保に向けて、令和3年度を始期とする「高槻市営バス経営戦略」に基づき各種取組を実施している。また、不採算路線の在り方について検討しているが、令和元年度においては高齢者乗車制度の見直しを優先し、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により検討委員会の開催は見送った。	令和3年度を始期とする「高槻市営バス経営戦略」が策定されたが、今後も経営の状況等を注視する。また、不採算路線の在り方について検討を進める。
5	外郭団体の今後の方向性についての検討	3-(3) 外郭団体の経営について	利用者サービス向上とともに経費を縮減し、より効率的・効果的に外郭団体を経営	外郭団体が実施する各事業について、方向性を整理するとともに、団体の在り方について検討を進めた。	外郭団体が実施する各事業について、方向性を整理するとともに、団体の在り方について検討を進めた。	外郭団体が実施する各事業について、方向性を整理するとともに、団体の在り方について検討を進めた。	令和元年度に定めた方針に基づき、社会福祉協議会と社会福祉事業団については、令和3年4月に事業統合を完了するとともに、文化振興事業団とみどりスポーツ振興事業団については、令和4年4月の統廃合に向けた調整を進める。				令和元年度に定めた方針に基づき、社会福祉協議会と社会福祉事業団については、令和3年4月に事業統合を完了するとともに、文化振興事業団とみどりスポーツ振興事業団については、令和4年4月の統廃合に向けた調整を進める。	文化振興事業団とみどりスポーツ振興事業団について、令和4年4月の統廃合に向けて引き続き調整を進める。
		3-(3) 外郭団体の経営について	利用者サービス向上とともに経費を縮減し、より効率的・効果的に外郭団体を経営	外郭団体が実施する各事業について、方向性を整理するとともに、団体の在り方について検討を進めた。	外郭団体が実施する各事業について、方向性を整理するとともに、団体の在り方について検討を進めた。	外郭団体が実施する各事業について、方向性を整理するとともに、団体の在り方について検討を進めた。					検討の結果、(公財)高槻市都市交流協会については、存続となった。事業については、より効率的・効果的な実施となるよう検討を進める。	各事業について、より効率的・効果的な実施となるよう検討を進める。
		3-(3) 外郭団体の経営について	利用者サービス向上とともに経費を縮減し、より効率的・効果的に外郭団体を経営	社会福祉協議会と社会福祉事業団が実施する各事業について、方向性を整理するとともに、団体の在り方について検討を行った。	社会福祉協議会と社会福祉事業団が実施する各事業について、方向性を整理するとともに、団体の在り方について検討を行った。	社会福祉協議会と社会福祉事業団が実施する各事業について、方向性を整理するとともに、団体の在り方について検討を行った。					令和2年度の整理・検討を踏まえ、令和3年4月1日付けで、社会福祉協議会が実施する一部事業について、社会福祉協議会への事業統廃合・移管を実施したことにより、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備を目指す、社会福祉協議会の相談支援体制強化等につながった。	社会福祉協議会の令和5年度末の団体解散に向けて、引き続き所要の調整を進める。
6	公共施設等の最適化の推進	1-(3) 公有財産活用・処分の促進 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、計画に沿って適切に維持管理・更新を行い、施設等の有効活用を推進する。	公共建築物に係る個別施設計画の策定に向け、関係課との協議・調整に取り組んだ。特に建築物については、必要経費の試算と、優先度の考え方等について、支援業務により検討の深化を図った。	令和元年度の検討結果のもと、公共建築物に係る個別施設計画を策定した。	公共建築物に係る個別施設計画の進捗管理を実施する。	(財政効果額)	(0円)	(0円)	(約5,600,000円)	施設等管理と情報共有を図り、「公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の策定支援及び進捗管理を行った。さらに、公有資産の利活用に向けて取り組んだ。	長期的な視点で計画的に公共建築物の更新・統廃合・長寿命化などを行い、財政負担の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画及び公共建築物最適化方針に基づいた具体的な対応方針である個別施設計画の進捗管理を行い、計画に基づく取組を推進する。
7	公有財産の貸付・売却等の推進	1-(3) 公有財産活用・処分の促進	土地・建物の異動、使用状況、今後の計画などの情報を遅滞なく総合的に集約し、資産の活用、特に貸付けや売却などといった積極的な公有財産の活用・処分を実現	用途廃止後の利活用について、フローチャートを作成。貸付け又は売却の交渉を実施。固定資産台帳の活用検討。不用品の売却。不用品の売却。不用品の売却。	引き続き、改革方針を踏まえた令和2年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部署に新規拡充事業も含めて前年度以下で効果的な手法による行財政運営を推進	引き続き、改革方針を踏まえた令和3年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部署に新規拡充事業も含めて前年度以下で効果的な手法による行財政運営を推進	普通財産の処分件数・処分額	処分件数:24件 処分額:34,212千円	処分件数:34件 処分額:163,725千円	未定	令和2年度については、旧衛生事業所を含め34件の普通財産の処分を実施する等、積極的な公有財産の活用・処分を行った。	未利用地の処分や活用にあつては、個別の状況も踏まえた上、費用対効果を見込みながら、基本的には積極的な売却いや貸付け、活用を図っていく。
							未利用地の数・面積	14件、6,137.47㎡	20件、8,091.67㎡	未定		
							(財政効果額)	(38,598,000円)	(169,214,000円)	(未定)		
8	効率的・効果的な予算編成手法の検討	2-(3) 行政の生産性の向上	既存事業の予算要求に際しては、全ての事業に対し、効果検証を行い、廃止、縮小、統合も含め抜本的な経費の見直しを実施し、効率的で効果的な手法による行財政運営を推進	引き続き、改革方針を踏まえた令和2年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部署に新規拡充事業も含めて前年度以下で効果的な手法による行財政運営を推進	引き続き、改革方針を踏まえた令和3年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部署に新規拡充事業も含めて前年度以下で効果的な手法による行財政運営を推進	改革方針を踏まえた令和4年度予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部署に新規拡充事業も含めて前年度以下で効果的な手法による行財政運営を推進	経常収支比率	101.8% (予算ベース)	101.0% (予算ベース)	98.9% (予算ベース)	新型コロナウイルス感染症の影響による市税等の歳入減が想定される中、経常収支比率は前年度を下回ることができている。	改革方針を踏まえた予算編成通知を作成し、予算要求時に、各部署ごとに新規拡充事業も含めて前年度を下回る目標を設定するなど、効率的・効果的な予算編成を行う。
9	情報システムの最適化・再構築に関する取組	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(3) 行政の生産性の向上	庁内情報システムを全体最適化するとともにITガバナンスを強化することで、ICT関連の長期的な経費抑制 クラウドに適した庁内情報システムをクラウド(IaaS)に統合する事により、業務継続性を向上させ、併せて執務スペースを有効活用させる。	9システムのサーバをクラウドに移行 令和2年度以降のクラウド移行準備 共通基盤の検討開始 全庁的なITガバナンス強化	7システムのサーバをクラウドに移行 令和3年度以降のクラウド移行準備 共通基盤の仕様策定 ホストコンピュータ上で稼働している健康管理システム(母子・予防接種)をクラウドで再構築 コンサルティング事業者を活用し、全庁的なITガバナンスの強化	標準仕様システム及びガバメントクラウドの動向を考慮した今後の方針検討 共通基盤をクラウドで構築 国民健康保険システムをクラウドで再構築 コンサルティング事業者を活用し、全庁的なITガバナンスの強化	クラウドを利用してサーバを統合したシステムの数(累積)	12システム	20システム	22システム	平成30年度から5か年計画で、クラウド化に適している情報戦略室が判断したシステムの物理サーバを、順次クラウドに移行している。当初は、5年間で20システムのクラウド化を予定していたが、その後新規導入されたシステム等も含め、計画3年目の令和2年度で既に20システムの移行が完了しており、当初の計画以上にクラウド利用が進んでいる。	引き続き計画どおりクラウド化を推進する。現在、国において全国の自治体が共通で利用する「ガバメントクラウド」の整備が進められている。また、国が標準仕様を策定する17の業務について、令和7年度末を期限として、標準仕様準拠したシステムへの移行が求められている。今後、これらの動向を注視し、本市にとって最適なクラウド、最適なシステムを選択し、ICT関連の長期的な経費抑制に努める。
							(財政効果額)	(71,008,129円)	(14,076,818円)	(6,886,810円)		
10	民間活用による本庁舎設備の更新	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	市庁舎については、本館は築47年、総合センターで築24年を経過しており、ともに空調等の設備更新時期が到来している。こうした中、設備更新に当たっては建物寿命に合致させた計画的な更新スケジュールとして実施するとともに、光熱水費を削減し長期的な機能維持を行う仕組みを構築する。	総合センター-ESCO事業公募型プロポーザル実施 最優秀提案者決定	総合センター-ESCO事業の契約締結及び空調設備や照明設備などの設計・施工	市役所本館ESCO事業公募型プロポーザル実施 最優秀提案者決定	(財政効果額)	(0円)	(110,943,081円)	(未定)	総合センター-ESCO事業について、令和2年12月の工事完了後から6か月間の事業効果は、改修前と比較するとCO2排出量は3.4%(157t-CO2)の削減、光熱水費は電力入札と併せ、4.3%(14,099千円)の削減と着実に効果が上がっている。また、光熱水費削減効果のほかに、令和3年3月に経済産業省の補助金101,380千円を獲得した。	市役所本館の空調設備等の改修についても、総合センター同様、ESCO事業にて「より効率的な機器導入」やこれを通じた「財政負担の軽減」、「地球温暖化対策など環境面への配慮」に対応していく。

取組NO	着手事項	改革項目	目指す姿	3か年の取組			取組指標(財政効果額)				取組状況への評価	今後の取組方針
				令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)	指標	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)		
11	働き方改革による業務の効率化の推進	2-(3) 行政の生産性の向上	働き方改革による業務の効率化を推進し、職員数や時間外勤務の縮減と、人員体制を効率化	取組を継続し周知を引き続き行うことで、更なる働き方の改善を図った。	取組を継続し周知を引き続き行うことで、更なる働き方の改善を図った。	取組を継続し周知を引き続き行うことで、更なる働き方の改善を図る。	時間外勤務の総時間数	約315,800時間	約283,300時間	引き続き、業務の効率化を図り、残業時間数の削減に努める。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応により、保健所等一部の所属において、時間外勤務時間数が増加したものの、高槻市SMARTワークプランの取組等を通じて、業務の進め方の見直しなどに取り組んだことにより、その他の所属においては、時間外勤務時間数が前年と比較し、概ね減少した。	引き続き、業務の効率化への取組を促すとともに、所属長等へのヒアリング等を通して各所属の状況を把握し、適切な職員配置に努めていく。
		2-(4) 人件費の抑制	働き方改革による業務の効率化を推進し、職員数や時間外勤務の縮減と、人員体制を効率化	取組を継続し周知を引き続き行うことで、更なる働き方の改善を図った。	・若手管理職員を中心とした人事関連諸制度の見直しに係るPTを立ち上げ、人事関連諸制度の在り方や生産性向上につながる実効性のある取組を検討し、人事関連部局等に提言として取りまとめた。 ・業務の現状把握のため、全庁規模の統一的な業務量調査を実施し、業務量や人的コストを定量的に可視化した。	・部長代理級を中心としたみらい創生推進PTを立ち上げ、新たな改革項目(取組)の推進する。また、SMARTワークプランの実効性強化を図るため、改善項目(業務改善に係るもの)の具体的な取組を提示し、職員への展開を図る。 ・令和2年度に実施した全庁業務量調査の結果を踏まえ、専門的な見地から業務プロセスを調査分析・改善支援を業務委託し、5業務程度を選定の上、担当所属と連携のもと、業務改善に係る分析・改善に取り組む。	職員数(フルタイム)	2,487名	2,471名	2,446名	令和2年度は、全庁業務量調査により人的コストや業務量を可視化できたことや、人事関連諸制度の見直し検討会により提言がまとめられたことなど、みらい創生の取組推進やSMARTワークプランの実効性強化に向け、新たな糸口が得られた。	
12	人事給与制度の見直し	2-(3) 行政の生産性の向上	現状の職制に応じた給与制度となるよう見直しを行う。また、人事諸制度の見直しを進めることで、職員の自発的な能力の発揮を促し、モチベーションの維持・向上に努める。	新たな制度の検討を進め、条例改正案の市議会提出に向けて取り組んだ。	新たな制度の検討を進め、条例改正案の市議会提出に向けて取り組んだ。	給与制度の改正内容を踏まえ、人事諸制度の見直しを行う。					令和2年度に、現状の職制に応じた給与制度の見直しを行った。	現在の勤務実態などを考慮し、職員がモチベーションの維持・向上を図れるような人事諸制度について見直しを進めていく。
		2-(4) 人件費の抑制	働き方改革による業務の効率化を推進し、職員数や時間外勤務の縮減と、人員体制を効率化	取組を継続し周知を引き続き行うことで、更なる働き方の改善を図った。	・若手管理職員を中心とした人事関連諸制度の見直しに係るPTを立ち上げ、人事関連諸制度の在り方や生産性向上につながる実効性のある取組を検討し、人事関連部局等に提言として取りまとめた。 ・業務の現状把握のため、全庁規模の統一的な業務量調査を実施し、業務量や人的コストを定量的に可視化した。	・部長代理級を中心としたみらい創生推進PTを立ち上げ、新たな改革項目(取組)の推進する。また、SMARTワークプランの実効性強化を図るため、改善項目(業務改善に係るもの)の具体的な取組を提示し、職員への展開を図る。 ・令和2年度に実施した全庁業務量調査の結果を踏まえ、専門的な見地から業務プロセスを調査分析・改善支援を業務委託し、5業務程度を選定の上、担当所属と連携のもと、業務改善に係る分析・改善に取り組む。					令和2年度は、全庁業務量調査により人的コストや業務量を可視化できたことや、人事関連諸制度の見直し検討会により提言がまとめられたことなど、みらい創生の取組推進やSMARTワークプランの実効性強化に向け、新たな糸口が得られた。	
13	随意契約の現状把握と検証及び競争入札の拡大	2-(2) 契約の適正化	随意契約はあくまでも例外的に許容されるものであることを踏まえ、地方自治法の定める要件を満たしているのか、あるいは、競争入札に移行すべきかを改めて検証し、適正な公共調達を行う。	・平成30年度は災害による事業の変更や復旧業務の実施等により、新たな取組の実施が容易でなかったが、令和元年度は改めて全庁に取組が浸透するよう研修・相談等を通して周知を継続した。 ・応急復旧業務等の随意契約について適正かつ円滑に実施できるように基準の再整備を行った。	・適正な事業の実施に向けて、全庁に取組が浸透するよう研修・相談等を通して周知を継続した。 ・競争入札については、対象案件の拡大を図っており、引き続き競争入札の拡大に向け委託業務の説明会を開催して周知を図った。	・適正な事業の実施に向けて、全庁に取組が浸透するよう研修・相談等を通して周知を継続する。 ・競争入札については、引き続き競争入札の拡大に向け委託業務の説明会等を通して周知を図る。	一般競争入札の導入件数	35件	33件	未定	一般競争入札の導入件数は増加傾向にあるが、引き続き研修・相談等を通して周知を継続する必要がある。	引き続き競争入札の拡大に向け、様々な機会を通じ、全庁に周知を図る。
14	課税対象の的確な把握による収税の確保	1-(1) 課税対象の的確な把握と滞納処分の徹底、滞納欠損額の縮小	・対象事業を営むもの、対象資産を有するものの申告は義務であり、正当な理由なく申告しないのは義務違反である。よって、税務職員が行うことは申告折衝ではなく、義務違反に対する申告指導である。」というスタンスに立ち、未申告者縮減の取組を計画的に行い、新規課税額を増加。	・税務署調査等により未申告者を捕捉し新規課税に結び付けるほか、既存申告者についても申告内容の精査を行い必要に応じて増額更正を行う ・入湯税の申告内容の調査と遡及課税実施 ・法人市民税義務者への申告用紙送付時に事業所税チラシを全件同封し申告漏れ防止	・新型コロナウイルス感染症による経済情勢悪化の中で、適正課税の観点より税務資料等の収集及び精査に努めた ・法人市民税のうち電子申告対象者には申告用紙ではなく申告案内のみ送付に変更したが、同案内にも事業所税チラシを全件同封し申告漏れ防止	経済情勢等をふまえて、令和2年度に収集した資料等を活用しながら、適切な申告指導等を実施していく。	所管税目(固定資産税 償却資産、法人市民税、事業所税、入湯税等)に係る未申告者調査等による新規課税金額	約96,030千円	約4,690千円	— (新型コロナウイルス感染症の影響により経済情勢は予想しがたく見込額「不測」)	平成28年度から3か年で、2億6,810万円の実績効果も上げてきた結果、新たな未申告者把握に伴う遡及課税件数・税額は減少しつつある。この取組において把握し指導した未申告者はその後は毎年度通常に申告提出する者となり、前年度実績を元に翌年度以降適正化され、課税額が着実に増加していくこととなる。	取組内容の推進と強化 ・引き続き適正な申告に向けた取組を実施 ・既存申告内容の精査修正から増額更正につなげる取組を実施
		1-(1) 課税対象の的確な把握と滞納処分の徹底、滞納欠損額の縮小	生命保険会社等から個人に対し支払われた一時金等について、保険会社より税務署に提出されている法定調書を取得・調査の上、住民税の賦課決定を行い、新規課税額の増加を推進。その上で、申告の義務違反に対する申告指導を実施し、未申告者の縮減に努める。	・他市事例の調査、課題整理 ・調査体制の整備 ・対象件数、税額の精算 ・所管税務署との調整	・法定調書の入手 ・申告指導の実施 ・賦課決定	個人住民税の未申告調査に基づく新規課税額	約14,000千円	令和2年度は、法定調書の取得元である所管税務署と資料の提供に関連する事前調整を実施。	取組内容を適正に推進するとともに、税務署に提出されている資料の更なる活用を検討を行う。			
15	債権管理体制の強化	1-(1) 課税対象の的確な把握と滞納処分の徹底、滞納欠損額の縮小	債権管理業務について、各課における事務レベルの底上げを図りつつ、管理・執行体制の見直しを図ることで、債権管理を一層推進し滞納欠損額を縮減	・債権管理の一層の適正化や滞納欠損額の縮減等に向けた取組を実施 ・一部の業務について、収納課にて集約実施 ・民法改正への対応 ・組織の在り方について、引き続き部内検討	・債権管理の一層の適正化や滞納欠損額の縮減等に向けた取組を実施 ・一部の業務(財産調査や現地訪問等)を集約して実施 ・債権の移管を受け、法的措置や徴収業務の実施 ・外部講師による研修の実施	・債権管理の一層の適正化や滞納欠損額の縮減等に向けた取組を実施 ・一部の業務(財産調査や現地訪問等)を集約して実施 ・債権の移管を受け、法的措置や徴収業務の実施 ・外部講師による研修の実施	税外債権の不納欠損額 税外債権の滞納額	222,970千円 2,294,420千円	180,765千円 2,026,765千円	未定 未定	債権所管課に対して、ヒアリングや研修等により指導・支援を行うことで、債権管理業務のスキルを向上させ、債権管理の効率化と適正化を図れた。また、市税の徴収ノウハウを活用して税外債権の徴収困難債権を徴収・整理することで、所管課では徴収困難であった滞納の解消が図れたと考えている。	債権所管課に対して、ヒアリングや研修等を通じて、所管課へ債権管理の適正化を推進させるとともに、より効果的な指導や支援を検証する。また、市税の徴収ノウハウを活用して、税外債権の徴収困難債権の移管を受け、法的措置を中心とした徴収強化を引き続き実施する。
		1-(1) 課税対象の的確な把握と滞納処分の徹底、滞納欠損額の縮小	不動産公売を実施することで市税債権の確保を図るとともに、その抑制効果により納付意識を高め、新たな滞納発生を防止	不動産差押中の案件のうち、他に解決の見込みがないものについて不動産公売を実施	不動産差押中の案件のうち、他に解決の見込みがないものについては今後も不動産公売を軸に折衝を行い、解決に至らない場合は不動産公売を実施予定	不動産公売実施件数	2件	0件	2件	平成28年度に不動産公売に関する事務をマニュアル化し、不動産公売を実施。その後、マニュアルを活用し事務のノウハウ継承に努め、徴収業務の1つの手法として不動産公売が定着した。これにより不動産公売による直接的効果だけでなく、その抑制効果により納税意識を高め新たな滞納発生を防止している。	今後も継続して適宜不動産公売を実施していく。	
17	環境に配慮した公共施設における電力調達	2-(2) 契約の適正化	環境に配慮した電力調達方針を作成し、同方針に則り、価格面だけでなく、環境負荷についても配慮した契約を行う。	・高圧受電設備導入施設については、「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則り、入札を実施した。 ・低圧受電施設については、入札に向けた研究を行った。	・高圧受電設備導入施設については、「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則り、入札を実施した。 ・低圧受電施設については、入札に向けた研究を行った。	・高圧受電設備導入施設については、「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則り、入札を実施する。 ・低圧受電施設については、入札に向けた研究を行う。	環境に配慮した電力調達の施設数	93施設	100施設	101施設	平成30年度から開始した高圧受電設備導入施設の電力調達入札は対象施設を徐々に拡大し、価格面における効果だけではなく、「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則ることで温室効果ガス排出量等に一定配慮した事業者選定ができていく。	高圧受電設備導入施設については、引き続き「高槻市環境に配慮した電力調達方針」に則った入札を実施するとともに、低圧受電設備についても、価格と環境負荷の両面で効果的な調達方法の研究を継続する。
18	創エネ、省エネ機器の補助メニューの見直し	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	市内の創エネ・省エネ機器の普及促進を図り、市域における温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で30%削減を実現し、環境基本計画で掲げる望ましい環境像である「地球規模で考え、身近なことから行動するまち」を目指す。	・エコハウス補助金に、取り組んだ。 ・民間事業者省エネエネルギー設備等導入事業費補助金に、取り組んだ。 ・集合住宅省エネエネルギー改修補助金の補助制度の新設を検討した。	・エコハウス補助金の、補助要件を見直し、これに取り組んだ。 ・民間事業者省エネエネルギー設備等導入事業費補助金に、取り組む。 ・集合住宅省エネエネルギー改修補助金に、取り組む。	・エコハウス補助金の、補助要件を見直し、これに取り組む。 ・民間事業者省エネエネルギー設備等導入事業費補助金に、取り組む。 ・集合住宅省エネエネルギー改修補助金に、取り組む。	「エコハウス補助金」補助件数	209件	316件	220件	「エコハウス補助金」については、令和2年度の補助要件の見直しに伴い、交付機器の備りが見られたため、令和3年度から補助機器の備りを解消するための見直しを実施し、これに取り組んでいる。	省エネ・創エネに係る補助金制度としては個人向け・事業者向け・集合住宅向けとメニューを揃え幅広く利用できる制度が整ったため、今後はこれらを活用しながら、適宜補助要件を見直すことにより、より高い効果を期待できる制度への転換を図る。
		2-(5) 補助金の適正化	市内の創エネ・省エネ機器の普及促進を図り、市域における温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で30%削減を実現し、環境基本計画で掲げる望ましい環境像である「地球規模で考え、身近なことから行動するまち」を目指す。	・エコハウス補助金に、取り組んだ。 ・民間事業者省エネエネルギー設備等導入事業費補助金に、取り組んだ。 ・集合住宅省エネエネルギー改修補助金の補助制度の新設を検討した。	・エコハウス補助金の、補助要件を見直し、これに取り組む。 ・民間事業者省エネエネルギー設備等導入事業費補助金に、取り組む。 ・集合住宅省エネエネルギー改修補助金に、取り組む。	・エコハウス補助金の、補助要件を見直し、これに取り組む。 ・民間事業者省エネエネルギー設備等導入事業費補助金に、取り組む。 ・集合住宅省エネエネルギー改修補助金に、取り組む。	「民間事業者省エネエネルギー設備等導入事業費補助金」補助件数	3件	3件	3件	「民間事業者省エネエネルギー設備等導入事業費補助金」については、コンスタントに活用され市内事業場の省エネ化に一定の効果も挙げている。	「集合住宅省エネエネルギー補助金」については、令和2年度に新設し、1件補助金を交付した。
19	エネルギーセンターにおける高効率ごみ発電の導入	1-(4) 新たな財源の創出	平成31年4月からは、第三工場で4,300kWの高効率ごみ発電を導入する。また第二工場はこれまでどおりごみ発電を継続することにより、売電の増加と買電の減少を達成する。また、第三工場バイオマス由来の電力は再生可能エネルギーの固定買取制度(FIT制度)の適用を受け、更なる歳入の増加を行う。	・平成31年4月1日から第三工場(一炉)で4,300kWの高効率ごみ発電、第二工場(二炉)で4,950kWのごみ発電を実施	・第三工場(一炉)で4,300kWの高効率ごみ発電、第二工場(二炉)で4,950kWのごみ発電を引き続き実施 ・令和2年7月から第三工場バイオマス分はFIT制度適用となり、高い単価での売却が可能となり歳入が増加	・第三工場(一炉)で4,300kWの高効率ごみ発電、第二工場(二炉)で4,950kWのごみ発電を引き続き実施 ・通年でFIT制度適用となり高い売電単価での売却を行う	売電額 買電額	売電額: 196,901,914円 買電額: 19,531,515円	売電額: 256,337,035円 買電額: 15,975,703円	売電額: 168,693,080円 買電額: 31,364,064円	高効率発電を有する第三工場を基幹工場とし、ごみ焼却が発生するエネルギーをより多く電気として利用することができた。	現在の施設運用を継続する。
							(財政効果額)	(142,700,000円)	(48,000,000円)	(0円)		
							(財政効果額)	(96,030,000円)	(4,690,000円)	(不測)		
							(財政効果額)	(—)	(—)	(約14,000,000円)		
							(財政効果額)	222,970千円	180,765千円	未定		
							(財政効果額)	(約139,000,000円)	(約169,000,000円)	(約185,000,000円)		
							(財政効果額)	(158,949,000円)	(221,940,000円)	(118,908,000円)		

取組NO	着手事項	改革項目	目指す姿	3か年の取組			取組指標(財政効果額)				取組状況への評価	今後の取組方針
				令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)	指標	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)		
20	高齢者施設の在り方の検討	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的の推進)	・デイサービスセンター、養護老人ホーム、老人福祉センターの各施設についてその在り方を検討し、役割や必要性等を整理した上で、今後の方向性を出す。	・他事例の調査、課題整理 ・方針案作成に向け検討	・民間サービスの充実を踏まえ、高槻市立老人デイサービスセンター条例を廃止した。 ・高槻市高齢者福祉計画介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)において、養護老人ホームの民間事業者による事業実施を位置付けた。 ・令和3年度当初予算において、老人福祉センターの浴場を介護予防体操など多目的に利用できる部屋に改修するため、工事請負費等を計上した。	・養護老人ホームの整備事業者を選定する予定。 ・老人福祉センターの改修工事を行い、介護予防の充実を先導して進める施設として、10月にリニューアルオープンの予定。	関係施設数	9施設	9施設	6施設	・デイサービスセンター、養護老人ホーム、老人福祉センターの各施設について、今後の方向性を定めることができた。 ・老人福祉センターの浴場の利用を終了し、介護予防体操など多目的に利用できる部屋に改修することにより、介護予防の充実を先導して進める施設とする方向性を定めることができた。	・デイサービスセンターについて、アセットマネジメント推進室と連携し、跡地活用の検討を行う。 ・養護老人ホームについて、整備事業者の選定を行う。 ・老人福祉センターについて、高齢者ICT推進事業や介護予防の充実を先導して進める施設として運営し、新たな利用者の増加につなげる。
							(財政効果額)	(0円)	(0円)	(18,034,385円)		
21	高齢者等市営バス無料補助事業の見直し	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等)	交通部が定期券を含めすべての乗車券をICカード化することに伴い、高齢者等市営バス無料乗車証をICカード化し、乗車実態を把握した上で、公費負担と受益者負担の在り方も含め制度全体の見直しを行い、持続可能な制度として再構築する。(申請方式の導入、一部有料化等)	・乗車実態把握 ・方針案庁内検討 ・制度改正に係る条例改正	令和3年4月からの制度改正に向けて、新制度の内容を広く市民へ周知する等、準備行為を行った。	新制度の開始	無料補助事業の補助(負担)金額 無料乗車証の発行枚数	補助金額については平成30年度と同額 長寿介護課:63,578枚	補助金額については令和元年度と同額 長寿介護課:66,149枚	実績払いによる負担金制度へ変更 長寿介護課 ・無料乗車券:64,000枚 ・割引乗車券:4,000枚	公費負担と受益者負担の在り方も含め制度全体の見直しを行った結果、本制度を持続可能な制度として再構築することができた。	新制度(経過措置期間を含む)を円滑に実施する。
							(財政効果額)	(0円)	(0円)	(9,410,000円)		
22	がん対策事業の更なる充実	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・胃がん検診への胃内視鏡検査導入を自己負担額無料により行うことで、次世代を見据えた胃がん等の疾病対策を更に推進し、医療環境を向上させることで、健康寿命を延伸 ・本事業を始めとする各種保健施策を効果的にPRし、定住人口増加に寄与する。	・個別通知、セット検診、保育付き検診の実施、がん検診の無料化を継続し、医師会・医療機関と連携して安全で質の高い検診を市民に提供するとともに、検診精度管理を実施 ・胃がん対策については、平成30年7月から胃がん検診に胃内視鏡検査を導入するとともに、対象年齢を見直し、成人ピロリ菌検査や中学生ピロリ菌対策事業については継続して実施	・個別通知、セット検診、保育付き検診の実施、がん検診の無料化を継続し、医師会・医療機関と連携して安全で質の高い検診を市民に提供するとともに、検診精度管理を実施 ・胃がん対策については、平成30年7月から胃がん検診に胃内視鏡検査を導入するとともに、対象年齢を見直し、成人ピロリ菌検査や中学生ピロリ菌対策事業については継続して実施	・個別通知、セット検診、保育付き検診の実施、がん検診の無料化を継続し、医師会・医療機関と連携して安全で質の高い検診を市民に提供するとともに、検診精度管理を実施 ・胃がん対策については、平成30年7月から胃がん検診に胃内視鏡検査を導入するとともに、対象年齢を見直し、成人ピロリ菌検査や中学生ピロリ菌対策事業については継続して実施	がん検診受診率	肺がん検診 男7.7%、女14.3% 胃がん検診 男5.5%、女8.2% 大腸がん検診 男5.3%、女11.4% 子宮頸がん検診 23.5% 乳がん検診 16.8%	肺がん検診 男6.6%、女12.8% 胃がん検診 男5.5%、女7.6% 大腸がん検診 男4.9%、女10.2% 子宮頸がん検診 23.6% 乳がん検診 16.0%	新型コロナウイルス感染症の影響で、検診受診率は低下する見込み	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小して検診を行った。今後も感染予防対策を取りつつ引き続き受診勧奨に努める。	今後も感染予防対策を取りつつ受診勧奨に努める。また、精検未受診者への働きかけを積極的に進めていく。
							がん精密検査受診率	30年度実績値 肺がん 92.1% 胃がん 95.1% 大腸がん 81.3% 子宮頸がん 89.5% 乳がん 95.9%	元年度実績値 肺がん 93.5% 胃がん 95.6% 大腸がん 81.5% 子宮頸がん 89.7% 乳がん 96.4%	新型コロナウイルス感染症の影響で、検診受診率は低下する見込み		
23	健診体制の在り方検討	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的の推進)	各種検(健)診会場として利用される保健センターにおいて、受診者の利便性・安全性を確保した快適な受診環境を提供し、市民の健康増進に寄与する。	課題整理及び関係機関(庁内関係課含む)との調整・検討	課題整理及び関係機関(庁内関係課含む)との調整・検討	課題整理及び関係機関(庁内関係課含む)との調整・検討、改修案に基づく設計					令和4年度中の改修に向けて、関係機関(庁内関係課含む)との調整を行った。	今後も引き続き、課題整理及び関係機関(庁内関係課含む)との調整・検討を進め、改修案に基づいた設計を行う。
24	学童保育事業の民間活用	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	学校内施設である公立学童保育室を維持しながら、多様な民間学童保育室を確保することで、待機児童の発生抑制、過密状態の緩和を図り、増加、多様化する市民ニーズに対応できる状態とする。	・民間事業者の活用と、今後の量の見込みと確保方策の検討(次期子ども・子育て支援事業計画への反映) ・助成事業の検証 ・民間学童保育室運営事業費の助成 ・民間学童保育室環境整備事業費の助成	・民間事業者の活用 ・助成事業の検証 ・民間学童保育室運営事業費の助成	・民間事業者の活用 ・助成事業の検証 ・民間学童保育室運営事業費の助成	民間学童保育室の開室数	5室	6室	14室	民間学童保育室環境整備事業費及び民間学童保育室運営事業費の助成の効果により、令和3年4月から新たに8室の民間学童保育室が新規開室し、待機児童の発生抑制と過密状態の緩和が図られたと考えている。	引き続き民間事業者の活用を図るため、助成事業を継続する。
							市立学童保育室の開室数	63室(臨時開室含む)	65室(臨時開室含む)	65室(臨時開室含む)		
25	臨時保育室外部化及び送迎保育ステーション事業	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	臨時保育室を高槻認定こども園分室に位置づけ、一時預かり定期利用と一体的に運営委託することによって、保護者の就労に向けた保育ニーズに円滑に対応するとともに、令和3年4月から送迎保育ステーション事業を実施することにより、3歳の受け皿の確保、市内の保育資源の効果的活用及び高槻認定こども園分室の年度途中の受入枠確保に努める。	送迎ステーション保育の実施に向け、手法の検討を行った。	令和3年4月からの送迎ステーション保育の試行実施に向け、高槻認定こども園休日・一時預かり保育室、分室及び送迎保育ステーションの運営委託業者の選定等を行った。	令和3年4月より送迎保育ステーション事業及び高槻認定こども園休日・一時預かり保育室、分室を外部委託にて運営する。	利用児童数			10人	送迎保育ステーション事業及び高槻認定こども園休日・一時預かり保育室、分室を業務委託にて運営する。	
							(財政効果額)	(-)	(-)	(22,007,000円)		
26	高槻市立認定こども園配置計画の策定	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的の推進)	公立施設において増大する保育需要と、公立幼稚園の入園児の減少等の様々な課題のうち、早期に対応すべき課題の解決に向けて計画を策定し、より良い就学前の教育・保育環境を整備	引き続き周知を行った。	引き続き周知を行った。	・次期計画となる「第2次高槻市立認定こども園配置計画」を策定し、周知するとともに取組を進める。	市立就学前児童施設の数	36施設	29施設	28施設	令和2年度に、上牧・五領幼稚園・五領保育所を統合した五領認定こども園、柱本・三箇牧幼稚園を統合した三箇牧認定こども園の運営を開始した。また、民営化を行った芥川・柳川保育所及び清水・磐手・日吉台幼稚園をそれぞれ民営化に伴う認定こども園化し、公立施設の整理・集約及び認定こども園化を行った。	次期計画となる「第2次高槻市立認定こども園配置計画」を策定するとともに周知を行う。
27	より良い教育・保育環境の整備に向けた認定こども園配置計画の推進	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的の推進)	公立施設において増大する保育需要と、公立幼稚園の入園児の減少等の様々な課題のうち、早期に対応すべき課題の解決に向けて計画を策定し、より良い就学前の教育・保育環境を整備	・民間事業者との合同保育の実施 ・病児保育等の多機能保育機能や人材育成機能を備えた高槻子ども未来館の運営開始 ・五領認定こども園の建築工事の実施 ・三箇牧認定こども園の建築工事の実施	・民間事業者との引継保育の実施 ・五領認定こども園及び三箇牧認定こども園の運営開始	・次期計画となる「第2次高槻市立認定こども園配置計画」を策定し、周知するとともに取組を進める。	市立就学前児童施設の数	36施設	29施設	28施設	令和2年度から、上牧・五領幼稚園・五領保育所を統合した五領認定こども園及び柱本・三箇牧幼稚園を統合した三箇牧認定こども園の運営を開始した。また、民営化を行った芥川・柳川保育所及び清水・磐手・日吉台幼稚園については、引継ぎ保育を実施する等により円滑な移行に努めた。	次期計画となる「第2次高槻市立認定こども園配置計画」を策定するとともに周知を行う。
28	企業主導型保育事業の活用	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	今後も保育需要の増加が見込まれる中で、本事業における地域枠等を活用し、産出の抑制を図りながら、利用保留児童の解消に努める。	事業者による利用保留児童の受入れ及び病児保育事業の実施	事業者による利用保留児童の受入れ及び病児保育の実施。並びに小規模保育事業所の連携施設としての活用促進	事業者による利用保留児童の受入れ及び病児保育の実施。及び小規模保育事業所の連携施設としての活用促進。並びに認可保育施設従事者(従事予定者)の児童の受入れ促進。	市と協定を締結した事業実施施設数	2か所	3か所	3か所	令和2年度において、定員枠にして86枠の児童受入枠(3名分の病児・病後児保育受入枠を含む)を確保し、利用保留児童の受入れ及び病児保育事業の実施が行われた。また、小規模保育事業所との連携について、6枠の小規模優先枠を確保し、加えて合同保育・合同研修の実施、代替保育の提供等も行われている。	取組を継続するとともに、認可保育施設従事者(従事予定者)の児童について、各企業主導型施設において優先的な受入れが可能である旨の周知を行い、利用保留児童受入数の増加を図る。

取組NO	着手事項	改革項目	目指す姿	3か年の取組			取組指標(財政効果額)				取組状況への評価	今後の取組方針
				令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)	指標	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)		
29	訪問型子育て支援業務の外部委託化	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	生後4カ月までの乳児の居る家庭に訪問する「こんには赤ちゃん事業」及び養育支援が必要と認められる家庭に専門員を派遣し支援する「子育て相談訪問事業」について民間活力を活用し、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりに向けて、地域主体による支援体制を推進するため、訪問型子育て支援事業として一括して外部委託化を実施する。	要保護児童対策事業との連携等、外部委託化に向けた取組を進めた。	令和2年10月から外部委託化を実施した。		子育て相談訪問事業決算額	875,033円	1,068,461円	1,276,000円	外部委託化の実施により、社会全体で子育て家庭を支援する環境づくりに向けた地域主体の支援体制の推進を図った。	
							こんには赤ちゃん事業決算額	6,935,802円	7,120,113円	7,296,000円		
30	療育センターにかかる利用者負担の見直し	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等)	国の利用者負担制度との整合性を図りながら見直しを行っている。	国の幼児教育無償化等の動向を踏まえ、具体的に制度見直しの手法を検討する。	国の幼児教育無償化等との整合性を図り、制度の見直しを実施した。	国の幼児教育無償化等との整合性を図り、制度の見直しを継続していく。	利用負担における市の決算額(負担額)	610,207円	207,785円	207,785円	現在在籍している児童の一部のみを対象を限定しているため、見直しを図ることができた。	今後も対象の限定を行い、見直しを継続していく。
							(財政効果額)	(0円)	(402,422円)	(0円)		
31	高槻インターチェンジや幹線道路整備に伴う新市街地の形成	1-(4) 新たな財源の創出 1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	将来にわたって持続可能な都市経営を行っていくため、土地区画整理事業等の面的整備により、多様な都市機能が集積した拠点性の高い市街地を形成する。	(成合南地区) 土地区画整理組合の工事、物件補償等(前島地区) 土地利用検討、地元まちづくり活動支援	(成合南地区) 土地区画整理組合の工事、まちづくり組織のエリアマネジメント支援等(前島地区) 土地利用検討、地元まちづくり活動支援	(成合南地区) 土地区画整理組合の工事、技術的支援等(前島地区) 土地利用検討、地元まちづくり活動支援	都市計画で指定した面積 土地区画整理事業の進捗率(成合南地区)	40%	66%	96%	(成合南地区) 令和2年度は、成合南土地区画整理組合において、宅地造成等の工事を進められ、本市においては引き続き各種公共施設等の整備や、それに伴う埋蔵文化財調査、住宅の移転補償等に必要各種支援を行い、事業が適切に遂行できた。 (前島地区) 令和2年度は、引き続き地域の代表者からなる「前島街づくり推進協議会」と道路整備を契機とした今後のまちづくりについて意見交換を行い、次年度への引き継ぎができた。	成合南地区では、新たな産業立地など、地区特性に応じた土地利用の早期実現のため、土地区画整理組合に対し各種公共施設等の整備に必要な技術的支援を行う。 前島地区では、広域交流拠点にふさわしい土地利用の実現を見据え、地域住民等とともに計画的なまちづくりに取り組む。
32	新駅整備・新市街地の形成による市税収入の増加	1-(4) 新たな財源の創出 1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	当該地域が高槻インターチェンジや高槻東道路の開通等により交通利便性が高まっており、この地域特性をいかしたまちづくりを進めることが重要であること、また、JR東海道線の中で最も駅間が長い区間の中央部に当該地区が位置していることなどから、新駅設置と新たな市街地形成について、鉄道事業者と検討の深度化を図り、将来にわたって持続可能な都市経営を行っていくため、住宅を始め多様な都市機能が集積した拠点性の高い市街地を形成する。	・新駅、新たな土地利用の検討(市場調査、アクセス道路の検討、地元まちづくり活動支援) ・鉄道事業者等との勉強会の開催	・新駅、新たな土地利用の検討(地元まちづくり活動支援、歩行者通路の検討) ・鉄道事業者等との勉強会の開催	・新駅、新たな土地利用の検討(地元まちづくり活動支援、まちづくり基本調査) ・鉄道事業者等との勉強会の開催					令和2年度は、地域によるまちづくり機運の更なる醸成と地権者組織の設立に向けた地域が主体となったまちづくりの取組を支援し、今後も継続した支援の必要性を確認できた。また、これらの取組により、大阪府において、将来的な市街化区域の編入を見据え、当該地区を保留区域に設定できた。	新駅整備については、引き続き、鉄道事業者と検討の深度化を図るとともに、新市街地の形成については、保留区域を対象とし、地域によるまちづくり機運の更なる醸成と地権者組織の設立に向け、地域が主体となったまちづくりの取組を支援する。
33	耐震改修事業の推進(子育て世帯への上乗せ補助)	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	耐震改修事業を推進するため、住宅の除却補助制度における子育て世帯への上乗せ補助を行うことにより、建て替えを促進し、住宅の更なる耐震化率の向上と住宅流通による子育て世帯の定住人口の増加を実現する。	住宅の除却補助制度における子育て世帯への上乗せ補助を継続することにより、補助制度の利用者を増やし、住宅流通による子育て世帯の定住人口を促進。	住宅の除却補助制度における子育て世帯への上乗せ補助を継続することにより、補助制度の利用者を増やし、住宅流通による子育て世帯の定住人口を促進。	住宅の除却補助制度における子育て世帯への上乗せ補助を継続することにより、補助制度の利用者を増やし、住宅流通による子育て世帯の定住人口を促進。	除却補助件数	114件	54件	100件	旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅は築後約40年以上経過していることから、耐震改修より建て替えが行われることが多く、木造住宅除却補助への需要が高まっている。建て替えにより、住宅流通が促進されるとともに、子育て世帯の定住人口の促進に寄与しているものと考えている。	住宅の除却補助制度における子育て世帯への上乗せ補助を継続的に行う。
34	市営住宅建替事業へのPFI制度導入	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	・老朽化が著しくかつ耐震性に課題のある市営富寿栄住宅の建替事業を推進 ・実施にあたっては、民間のノウハウ、技術力、資金力を活用したPFI事業手法を検討し、地域の活性化にもつながる建て替えを目指す	・PFI法に基づく手続きの実施(実施方針及び要求水準書(案)の作成等)	・PFI法に基づく手続きの実施(定量的・定性的評価の実施、特定事業選定の公表及びPFI事業者の選定)	・PFI事業契約に基づく建替事業の推進					定量的・定性的効果が見込まれたことから富寿栄住宅建替事業をPFI法に基づく特定事業として選定し、有識者等により構成された選定委員会での評価を踏まえ選定された事業者とPFI事業の契約を締結することができた。	締結したPFI事業契約に基づき、建替事業を行っていく。
							(財政効果額)	(0円)	(0円)	(7,718,000円)		
35	空家対策の推進	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・空家所有者等が自らの責任で適切な管理を行っていただけるような環境づくりに努めるとともに、空家を貴重な資源と捉え、専門的知識や経験を有する団体等と連携を図り、空家の活用や流通を促進していく。 ・管理不全の空家は、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐にわたる問題を惹起し、地域コミュニティの衰退にもつながるため、これらの空家に関しては、所有者等に対して、適切な管理を行うよう指導等を行い空家の解消を図る。	・高槻市空家等対策計画の策定 ・空家対策に係る新規事業の検討 ・特定空家等の指定、所有者に対する指導及び勧告 ・空家所有者等に対する啓発、情報提供(個別通知やセミナーの開催等)	・空家等対策計画に基づく施策の推進・検討 ・特定空家等の指定、所有者に対する指導及び勧告 ・空家相談員制度の開始 ・NPO法人による空家見守り業務の実施体制の構築 ・空家所有者等に対する啓発(個別通知やセミナーの開催)など	・空家等対策計画に基づく施策の推進・検討 ・特定空家等の所有者に対する指導及び勧告 ・空家見守り業務におけるふるさと寄附金の返礼品の登録案内 ・空家所有者等に対する啓発(個別通知やセミナーの開催)など	市民等から通報のあった管理不全の空家に対し、所有者等へ指導したことによる改善件数	101件	87件	40件	管理不全の空家対策については、所有者等に対して粘り強く改善指導等を行ったことにより、87件の改善を図ることができたが、未だ改善されていない空家も存在している。	今後も引き続き、関係機関が連携しながら本市の実情に即した空家対策に計画的に取り組む。
36	市管理街路灯の全灯LED化の促進	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	市で管理する街路灯のLED化を推進することで、光熱費(電気代)等の維持管理費の削減	電柱に添加している小型街路灯のリース契約によるLED化(平成30年～令和3年までの4か年計画)	電柱に添加している小型街路灯のリース契約によるLED化(平成30年～令和3年までの4か年計画)	電柱に添加している小型街路灯のリース契約によるLED化(平成30年～令和3年までの4か年計画)	市管理街路灯のLED化率 リース契約による小型街路灯のLED化灯数(合計)	65.0% 7,500灯	78.3% 11,000灯	90.0% 13,300灯	平成26年から大型街路灯(道路照明灯)、平成28年から中型街路灯、平成30年からの小型街路灯とリース契約によるLED化を当初の計画どおり取り組めたこと、光熱費(電気代)をはじめとした維持管理費の削減をすることができ、一定の効果があつたと評価する。	今後はポール添架の街路灯及びデザイン灯におけるLED化を推進していく。
							(財政効果額)	(1,476,846円)	(10,509,588円)	(14,884,453円)		
37	市営駐車場の統廃合の検討	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	駐車場については、近年は民間でも同様のサービスが提供されていることから、民間による経営が可能な場合には市営駐車場としては廃止し、民間へ貸付けや売却を行う。	・弁天駐車場を含めた市営駐車場の今後の在り方検討 ・次期指定管理期間に係る選定方針の策定	・高槻島本夜間休日応急診療所の移転等に伴う弁天駐車場の廃止及び解体工事 ・高槻駅南立体駐車場の在り方検討 ・令和3年度からの指定管理者の選定	・弁天駐車場の解体工事及び健康福祉部への所管換え ・高槻駅南立体駐車場を含む3駐車場の在り方検討 ・新指定管理者による管理運営の開始	市営駐車場の数	4箇所	4箇所	3箇所	弁天駐車場については、高槻島本夜間休日応急診療所の移転候補地として選定され、周辺駐車場や弁天駐車場跡地の診療所駐車場等により駐車機能の確保ができることから、令和2年度末をもって廃止し、令和3年度中の解体に向けて工事に着手した。 また、施設の老朽化が進んでいる高槻駅南立体駐車場については、利用状況を注視しながら在り方検討を行うとともに、令和3年度からの指定管理者の選定を適正に実施した。	高槻駅南立体駐車場については、適正な受益者負担や施設廃止などの在り方を継続して検討し、早期に最終的な在り方を決定する。また、高槻駅北地下駐車場については、市が管理する必要性は高くないことから民間への貸付け等の検討を進めていくとともに、残る桃園町駐車場についても、市役所庁舎を管理する部門(総務部)への所管換えを行うなど、周辺状況を踏まえ、駐車場事業の廃止を視野に検討を進めていく。
							(財政効果額)	(0円)	(0円)	(18,091,000円)		
38	全ての公園に公募による指定管理者制度の導入検討	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	・民間のノウハウを取り入れることで、指定管理料縮減につながる効率的・専門的な施設管理を行うとともに、多様な自主事業の実施などソフト面の充実による利用者満足度の高い公園運営を行う。 ・各公園の特性に合わせ、効率的かつ経費を抑えた維持管理を行う。	外郭団体の在り方検討を含む各種検討	・萩谷総合公園・古曽部防災公園の指定管理者選定の公募化に向けた取組の実施 ・市内一円の公園管理業務の民間委託に向けた検討	・萩谷総合公園・古曽部防災公園における令和4年度からの指定管理者公募により選定する。 ・市内一円の公園管理業務の内容や権利等について検討を進め、民間委託の契約手続きを行う。	公募により選定手続きを行う公園数	0か所	0か所	2か所	令和2年度は、令和4年度からの萩谷総合公園・古曽部防災公園の指定管理者の公募による選定に向け、両公園内のスポーツ施設を運営する文化スポーツ振興課と協議・調整を進め、指定管理者を選定する施設の区分の一括化の決定や、それに伴う条例改正を実施し全体スケジュールを考慮しながら、適切に手続きを進めた。	萩谷総合公園・古曽部防災公園の指定管理者の選定手続きを確実に進める。 また、市内の他の公園のより効率的な管理運営手法についても、継続的に検討に取り組む。

取組NO	着手事項	改革項目	目指す姿	3か年の取組			取組指標(財政効果額)				取組状況への評価	今後の取組方針
				令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)	指標	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)		
39	水洗化率の向上による下水道事業の経営効率化	3-(1) 水道事業の経営について	水洗化率を向上させることで、安心・安全で快適なまちづくりの実現に寄与するとともに、適正な収入の確保を目指すことで、公営企業として自立し、効率的で効果的な下水道等事業の経営を行う。	・戸別訪問を実施し、未接続理由の調査と早期の接続依頼をした。	前年度に引き続き、戸別訪問を実施し、未接続理由の調査と早期の接続依頼をした。	前年度まで未調査の家屋に対して戸別訪問を実施し、未接続理由の調査と早期の接続依頼をする。	水洗化及び下水道使用料徴収件数	185件	260件	150件	水洗化率の向上による下水道使用料収入が増収となり、着実な下水道事業経営の安定と生活環境の改善や公共用水域の水質改善など公衆衛生の向上に寄与している。	前年度までの調査結果による戸別訪問の有効性を考慮し、戸別訪問案件と書面の郵送案件の切り分けを実施し、効率的な水洗化の促進を計る。
							(財政効果額)	(4,033,000円)	(5,668,000円)	(3,270,000円)		
40	農林業の補助事業の適正化の検討	2-(5) 補助金の適正化	・雨水貯留・水源涵養・景観形成など、農業の有する多面的機能を適切に発揮させるための一方策として、今日的な農業課題の解消を促すための基盤整備を補助する。(施策目標を明確に意識した補助制度への転換)	補助事業の制度周知を行い、適切かつ効果的な事業実施を図った。	引き続き、補助事業の制度周知を行い、適切かつ効果的な事業実施を図った。	引き続き、補助事業の制度周知を行い、適切かつ効果的な事業実施を図る。	同補助事業の実施に伴う予算額	需給調整促進特別対策土地改良事業 960万円 小規模基盤補助事業 500万円 有害鳥獣被害防止対策施設設置事業100万円 + 防止柵補修資材10万円	需給調整促進特別対策土地改良事業・一般土地改良事業等 2,160万円 小規模基盤補助事業 500万円 有害鳥獣被害防止対策施設設置事業150万円 + 防止柵補修資材10万円	需給調整促進特別対策土地改良事業・一般土地改良事業等 2,160万円 小規模基盤補助事業 500万円 有害鳥獣被害防止対策施設設置事業150万円 + 防止柵補修資材10万円	農業者のニーズを踏まえ、については、施策目標に沿った適正な補助金執行ができていたものと考えている。については、国の動向、地域の現状及び農業者からの要望を踏まえ、平成30年度から新たな補助メニューとして追加しているが、執行率が低い状況にあり、検討が必要である。	様々な機会を通じて、補助事業の制度周知を行い、引き続き、適切かつ効果的な事業実施に繋げるとともに、については、農業者へのヒアリング等を通じて、制度の在り方も含め、必要な検討を行っていく。
41	市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新支援	1-(4) 新たな財源の創出	・市内企業の新規事業や事業拡大のための設備更新を支援することで、ものづくり企業の生産性の向上による経営基盤の安定化を促進するとともに固定資産税などの市税収入の増加を図る。 ・機械装置はその耐用年数ごとに、取得後数年間かけて価値を減少させていくことから、複数年にわたり税収をもたらす。また、設備投資の増強は、売上拡大や新たな雇用の創出につながることから法人市税を始めとする各種の税収増にもつながるほか、地域経済に好循環を生み出す。	ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保した。	ビジネスコーディネーターの取組として、国の「ものづくり補助金」の申請支援を行い、企業の設備更新による固定資産税等の税収を確保する。	設備更新支援の実施件数	3件	7件	2件	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済状況であったものの、企業支援業務の委託先であり市と連携するビジネスコーディネーターによるヒアリングと情報提供により、市内企業の設備投資情報を細かく把握することで、前年度を上回る実績件数を実現した。	業務委託先のビジネスコーディネーターと共に、現在の丁寧かつ緊密な企業との情報交換を継続し、市内企業の設備投資状況やニーズに応じた的確な情報提供を行う。
42	中小企業の生産性向上支援事業	1-(4) 新たな財源の創出	中小企業の労働生産性向上を実現するという目的は、本市中小企業施策と合致するものであることから、本市では特例率をゼロとし、中小企業の生産性向上投資を強力に後押しし、労働生産性を向上させる。	中小企業が策定した「先端設備等導入計画」の認定を行った。	中小企業が策定した「先端設備等導入計画」の認定を行った。	中小企業が策定した「先端設備等導入計画」の認定を行う。	「先端設備等導入計画」の認定を行った企業数	14社	10社	7社	令和2年度見込10件に対し実績10件となり、想定通り、中小企業の労働生産性を向上できたものと考えている。	新型コロナウイルスの影響により、労働生産性を向上させることがますます重要となる中、国においても2年間の制度延長が実施されることとなり、市においても引き続き、本制度の周知を徹底し、生産性向上投資を後押しする。
43	会議施設等を備えたホテル誘致	1-(4) 新たな財源の創出 1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	・芥川町ホテル事業貸付地(元芥川出張所用地及び旧高槻駅北自転車駐車場跡地)に会議施設等を備えたホテルを誘致することで、市民及び本市を訪れる者の利便を図るとともに、中心市街地の賑わいや回遊性を向上させ、まちのにぎわいの創出及び都市機能を充実し、本市の経済を活性化させる。	・ホテル事業者がホテル建設工事を推進	・令和2年8月1日に「ホテルアベストグランデ高槻」が開業。	・ホテル事業者がホテルの積極的な活用を目指し、各方面との関係構築に努める。					ホテルアベストグランデ高槻については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により宿泊需要への影響は深刻であるが、デュースプランの導入やコワーキングスペースの設置など、新たな利用プランに知恵を絞り新規顧客の開拓に注力している。	施設の積極的な活用を目指し、各方面との関係構築に努める。
							(財政効果額)	(25,920,000円)	(25,920,000円)	(31,699,200円)		
44	クロスバル高槻の有効活用に向けた管理手法の検討	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	クロスバル高槻は「R高槻駅南口」に直結した利便性の高い拠点施設であるが、その立地条件や空間を十分にいかせていない。よって、当該エリアの再開発との調整を図りつつ、民間活用、あるいは売却も視野に入れ、施設の有効活用を図る。	新文化施設の整備と並行して、令和3年4月に予定されている指定管理者制度の導入に向けた検討を進めた。	民間活用ということで、令和2年12月に指定管理者を決定し、管理運営を委託することとした。	令和3年4月より指定管理者により他の拠点文化施設と一体管理を開始する。					指定管理者による3館一体管理を行うことで、専門性をいかした事業連携、経費の縮減、窓口の統一によるサービス向上などの導入効果が見込める。	高槻市の拠点文化施設として、立地も含めた特色をいかした文化事業を展開する。
45	拠点文化施設の管理運営の適正化	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 1-(4) 新たな財源の創出 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	高槻現代劇場・生涯学習センター・クロスバル高槻の3つの文化施設における施設管理と事業実施について、外部化を図ることでより一層の管理運営体制の効率化を実現する。	管理運営計画に基づき、3施設の運営形態を決定した。また、指定管理者制度の導入に向けて条例改正及び仕様書作成等の検討を行った。	3施設について、令和2年6月に条例改正を行い、令和2年12月に指定管理者を決定した。	令和3年4月から3つの施設について、指定管理者による一体管理を開始する。					指定管理者による3施設の一体管理を行うことで、専門性をいかした事業連携、経費の縮減、窓口の統一によるサービス向上などの導入効果が見込める。	文化振興ビジョンに沿った文化施策の実現に向け、指定管理者により特色ある文化事業を展開する。
46	新文化施設整備に向けた取組	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等) 1-(4) 新たな財源の創出 1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	・歳入確保の観点から、国補助金の獲得を中心に、寄附・寄贈の獲得、施設使用料の改定のほか、新たな財源としてネーミングライツの導入等を検討することで、地域のにぎわい創出に貢献するとともに、財源確保に取り組む。 ・外郭団体の経営の観点から、文化振興事業団の在り方を含めた整理を行うとともに、指定管理者制度においては利用料金制を導入するなど経営効率を向上させることで、市の財政負担の軽減と適正な受益者負担の徹底に努める。	・施設の名称を公募し、決定した。 ・寄附の受付を開始した。企業向けには内閣府の企業版ふるさと納税制度の活用を開始した。	・施設の設置条例を制定し、施設使用料の適正な設定を行った。 ・開館に向けてイベントに着手する。 ・指定管理者として文化振興事業団を選定した。 ・企業版ふるさと納税を活用した寄附の募集を継続して行った。 ・大ホール、小ホールのネーミングライツパートナーを決定した。	・劇場の公式ロゴを募集する。 ・開館に向けてイベントに着手する。 ・企業版ふるさと納税を活用した寄附の募集を継続して行う。	寄附件数	75件	57件	未定	予定通り進捗している。	目指す姿の実現に向けて、引き続き整備に取り組む。
							(財政効果額)	(346,245,300円)	(1,571,581,300円)	(913,670,000円)		
47	民間事業者による収益施設の設置	1-(4) 新たな財源の創出 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	民間事業者が運営する収益施設を安満遺跡公園内に設けることで、使用料収入に伴う維持管理費の縮減や、公園の魅力向上を図る。	安満遺跡公園の一次開園エリアにおいて、(株)ポーネランドによる「安満遺跡公園ポーネランドプレイビル」、(株)バルニパービによる「サンデーズベイク569」の店舗営業を開始した。 民間施設導入エリアと歴史拠点施設内レストランについて、店舗事業者と施設の整備に向けた協議調整を行った。	令和3年3月の全面開園に伴い、二次開園エリアにおいて、「スターバックスコーヒー」、「Camp Gear & Café BASE」、「GRASS DOG & CAT」、「レストラン ファーマーズクラブ」の店舗営業を開始した。	民間事業者による店舗営業と協力しながら公園の魅力向上に努める。	決定した出店者数(累積)	6店舗	6店舗	6店舗	使用料収入に伴う維持管理費の縮減や、公園の魅力向上に寄与した。	民間事業者による店舗営業と協力しながら公園の魅力向上に努める。
							(財政効果額)	(18,482,900円)	(18,769,925円)	(24,797,075円)		

取組NO	着手事項	改革項目	目指す姿	3か年の取組			取組指標(財政効果額)				取組状況への評価	今後の取組方針
				令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)	指標	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)		
48	公園施設へのネーミングライツや企業広告等の導入	1-(4) 新たな財源の創出	・安満遺跡公園を始めとして、ネーミングライツや案内板等への企業広告、デジタルサイネージなどを導入し、公園運営のための財源を確保 ・市民や企業からベンチや植樹の寄附を募り、同公園に対して愛着を持ってもらう	・安満遺跡公園において、ベンチ及び植樹の寄附を募集した。 ・城跡公園再整備事業における寄附金を検討した。	・安満遺跡公園において、ベンチの寄附を募集した。 ・城跡公園再整備事業における寄附金を検討した。	・城跡公園再整備事業における寄附金を検討する。	ネーミングライツ事業 ベンチ寄附件数(新規申込) 植樹寄附件数(新規申込)	3者 17件 53件	4者 29件	4者	寄附による植樹やベンチ設置により公園の魅力向上に寄与した。 ネーミングライツ収入の増により維持管理経費の縮減に寄与した。	「公園経営」の視点も持ちながら、「市民とともに育てつづける」公園づくりに取り組む。
							(財政効果額)	(5,173,269円)	(5,437,000円)	(3,620,000円)		
49	安満遺跡公園を活用したにぎわいの創出	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進	ポテンシャルの高い立地特性をいかし、市民・企業等による多彩なイベントや活動等が行われることで、市内はもとより市外からも多くの来園者が訪れ、にぎわいが創出され交流人口が増加	指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進した。	指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進した。	指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進する。	安満遺跡公園におけるイベントの実施数	136回	86回	未定	指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進することで、市内外から多数の来園者が訪れているが、新型コロナウイルスの影響により十分に開催できていない。	指定管理者や他団体による魅力的なイベントの実施を推進する。
50	学校校務員体制の見直し	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(3) 行政の生産性の向上 2-(4) 人件費の抑制	学校校務員の役割を整理し業者発注との関係を明確化することで、人員配置の見直しと外部委託を適切に推進し、学校の修繕に係るトータルコストを削減	小学校における校務員配置1名化を目指し、業務内容の精査や委託業務の洗い出しを目的とした試行を、4小学校(2中学校区)で行った。	令和元年度に試行を実施した4小学校(2中学校区)に加えて、新たに8小学校(4中学校区)において校務員配置1名化を行った。	新たに8小学校(4中学校区)について校務員配置1名化を行う。	学校校務員の職員数(会計年度任用職員含む)	114名	106名	98名	令和2年度においては小学校12校、中学校6校において体制の見直しを行った。また、作業の効率化や省力化の為、対象校へ備品や消耗品の配布を行う等、計画通りに取組を進めている。	令和3年度には小学校20校(10中学校区)において体制の見直しを行った。令和2年度に実施した省力化等の取組内容を引き続き進めていくとともに、令和6年度の制度完成に向け、段階的に小学校校務員の1名配置化を進める。
							(財政効果額)	(6,836,968円)	(20,201,100円)	(33,354,300円)		
51	施設一体型小中一貫教育学校の整備に向けた取組について	1-(5) 交流人口・定住人口増加に向けた取組の推進 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	小中一貫教育学校検討委員会の答申を受け、従来実施していた連携型小中一貫教育の成果を更に高め、学校教育のより一層の充実・発展を図るとともに、将来的な公共施設の在り方も考慮して複合・多機能化した施設とすることで、魅力あるまちづくりの推進につなげる。	必要となる設備・学校規模等(教室数・グラウンド等)の算出・庁内検討	富田地区公共施設再構築事業と連携し、「富田地区まちづくり基本構想」の策定に向け、施設一体型小中一貫校の整備に関する検討を行った。	令和2年度から検討を進めてきた「富田地区まちづくり基本構想」における第四中学校区への施設一体型小中一貫校の設置については、同構想から切り離した上で、慎重に検討を進めていく。					令和2年度と令和3年度の2か年での「富田地区まちづくり基本構想」の策定に向け、令和2年7月から基本構想策定業務委託業者との協議を開始した。 令和2年度は、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、第四中学校区への施設一体型小中一貫校の設置にあたっての基本方針等について検討を行った。	施設一体型小中一貫校の設置については、「第2期高槻市教育振興基本計画」における重点取組の一つとして位置付けられており、これまで取り組んできた連携型小中一貫教育の効果を更に高めるため、今後も推進していく。 第四中学校区への設置については、「富田地区まちづくり基本構想」から切り離した上で、慎重に検討を進めていく。
52	学校給食の効率的な運営手法の検討	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	安心・安全でおいしい給食を今後も提供するために、将来の児童生徒数の減少や学校の統廃合、学校敷地内の幼稚園の状況など、アセットマネジメントの視点も踏まえながら、親子調理方式を拡大することで、効率的・効果的に将来にわたって持続可能な学校給食を運営していく。	・建築物基礎調査結果や今後の児童生徒数の推移などをもとに学校給食の運営手法を検討した。 ・新たに小学校から小学校へ配達する親子調理方式により、給食を提供した。(1校)	・建築物基礎調査結果や今後の児童生徒数の推移などをもとに学校給食の運営手法を検討した。 ・新たに認定こども園の給食を小学校給食棟から提供した。(1園)	・今後の児童生徒数の推移や、小中一貫校の設置も視野に入れながら、合理的に給食を継続していくために必要な新たな親子調理方式での提供を検討し、給食棟の整備計画を進めていく。					令和元年度には、大阪北部地震の影響による小学校1校の給食室閉鎖に伴う親子調理方式の追加を行い、令和2年度には、新たに認定こども園への給食提供を開始するなど、効率的かつ合理的な給食提供の視点で運用ができていたものと考えている。	効率的かつ合理的に学校給食を継続していくため、新しい親子調理方式を構築し、老朽化と狭小が課題となっている給食棟の廃止や、単独調理校を親校にするための改修を示す整備計画をもとにした整備を進めていく。
53	まちごと図書館事業の推進	2-(3) 行政の生産性の向上 2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進)	身近な公共施設である公民館等において、予約した本の貸出し・返却等を行う、まちごと図書館事業を円滑に実施し、市民が気軽に読書が楽しめる環境を整えとともに、公民館の活性化を図る。	・まちごと図書館事業の実施(予約図書を受取・返却、図書の配架、図書館司書の巡回)	・まちごと図書館事業の実施(予約図書を受取・返却、図書の配架)	・まちごと図書館事業の実施(予約図書を受取・返却、図書の配架、図書館司書の巡回)	「まちごと図書館」事業の取組施設数	12公民館及び榎田支所	12公民館及び榎田支所	12公民館及び榎田支所	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発出に伴い、4月13日より5月17日まで市立図書館を完全休館したため、まちごと図書館事業による予約図書の受取りサービスも休止したが、予約図書の貸出冊数、貸出人数共に前年度より増加した。	まちごと図書館事業の広報を強化し、事業周知に努める。
54	市バス広告収入等の附帯収入の増加	1-(4) 新たな財源の創出 3-(2) 自動車運送事業の経営について	・広告料収入等の市バスの附帯収入を増加させることで、市営バスの経営を強化し、自立経営の徹底を図る。 ・市民や乗客にとって便利で快適なバス停留所施設を整備し、バス待ち環境を改善する。	・市営バス開業65周年を迎える事から、記念グッズを作成し販売した。 ・新規広告媒体の設置に向け、広告代理店や各規制の所管部署と協議を行った。	・コロナ禍においてモスポンサーの減少を抑えるため、車外広告としては低価格帯設定のステッカー型の車外広告を設定した。 ・これまで実績のなかったマイクロバスについてもバス全面ラッピングを導入し、スポンサーを獲得した。	・新規広告媒体の設置に向け、広告代理店や各規制の所管部署と協議を行う。 ・JR高槻駅南案内所の改修時にトイカプセルの設置場所を設定しグッズ販売の増加を図る。	附帯収入としての計上額	55,173千円(税抜き)	53,521千円(税抜き)	46,943千円(税抜き)	令和2年度は附帯収入全体としては減少しているが、これは、令和元年度は市営バス65周年事業として市営バストミカを販売したためである。令和2年度の取組としては、新型コロナウイルスの影響により、広告掲載ステッカーが減少する中、新規広告媒体としてバス後部部のステッカー型の安価な広告媒体を設定したことや、マイクロバスへのラッピング等の取組を行った他、市の取組とタイアップした新型コロナ防衛アクションのバスラッピングを導入したことにより、広告料収入単体としては増加した。	民間広告代理店のノウハウの活用や、他の交通事業者の事例研究を通して、新たな広告媒体の設定に引き続き取り組む。また市営バスとしての強みをいかし、市の事業の広告媒体として市営バスを活用してもらえよう、市との連携を図る。資金運用については、より効率的な運用ができるよう常に金利動向を注視していく。
							(財政効果額)	(55,173,000円)	(53,521,000円)	(46,943,000円)		
55	水道業務の一部外部化に向けた検討	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 3-(1) 水道事業の経営について	・水道事業にとってコアな業務を残し、それ以外の業務を委託等により外部化し、安定給水に必要な業務を最小人員で行う組織を作る。 ・水道事業全般について費用対効果も含めた見直しを行い、最適化を検討した上で、引き続き実施していくべき事業については、民間企業のノウハウを最大限活用し、経営を効率化	・新たな外部化の調査・検討	・新たな外部化の調査・検討	・新たな外部化の調査・検討	外部化を行った業務数	0業務	0業務	0業務	令和元年度以降の実績はないが、委託可能な業務の検討は今後も必要である。	更なる経営の効率化に向けて、引き続き新たな外部化の調査・検討を進めていく。
56	防火・防災管理者等の講習会実施の見直し検討	1-(2) 受益者負担の見直し(手数料・使用料等) 2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等)	防火・防災管理者等の講習会実施にかかる財源確保や新たな事業展開を含めたコストの最適化を図る。	本市職員が実施した場合と、外部委託した場合の人員費等について、手数料徴収を含めたコスト比較を行い、メリットやデメリットについて検討した。	前年度の検討を踏まえ、先進事例の聞き取りを行いその手法を検証するとともに、委託可能な団体へのヒアリングを実施し、外部委託に向けて調整を行った。	外部委託に向けて、委託先を選定し運営方法を決定する。					すでに外部委託を実施している他の自治体への聞き取りを行い、実施した場合の影響をシミュレーションするとともに、委託が可能な団体のヒアリング調査を実施した。これらを踏まえて、外部委託は実現可能であり、本市にとって有益であるとの結論に至った。	外部委託に向けての、諸課題を解決し実現させる。
57	生産性向上の取組(ダイヤ、仕業、乗務員の労働条件の見直し)	2-(3) 行政の生産性の向上 2-(4) 人件費の抑制 3-(2) 自動車運送事業の経営について	民間並みの生産性、経営効率を実現するとともに、安全性やサービス水準を維持向上させる。 乗務員の給与水準についても、時間外勤務の削減、昇給幅の見直しなどに取り組み、総人件費の抑制に取り組む。こうした取組により市営バスの経営を強化し、自立経営の徹底を図る。	・路線、ダイヤ、仕業の一部見直しを実施。 ・乗務員の労働条件の見直し(拘束時間の延長等)について、合意形成に向けて協議を進め、一部拘束時間の延長を行った。 ・会計年度任用職員の任用制度において、フルタイムでの任用の導入を決定した。	・利用実態に即したダイヤ改正(9仕業減)及び当ダイヤ改正に伴う拘束時間延長(令和3年4月1日から実施)の決定 ・フルタイムの会計年度任用職員の任用を行った。	・ODデータを活用したダイヤ改正については、その活用方法も含め継続的に精査を行っていく。また、バス運転士の人事給与と制度については、経営状況を注視し、交通部としてふさわしい制度となるよう、今後も検討を行っていく。	総人件費	2,514,390千円(税抜き)	2,466,532千円(税抜き)	2,601,673千円(税抜き)	フルタイム会計年度任用職員について、令和2年度から実際の登用を行い、正規職員と比較して人件費の抑制を図った。また、新型コロナウイルスの影響によりバスの利用者が減少していることに伴い、ODデータを分析し、利用実態に見合ったダイヤ・仕業となるよう、令和3年度から実施される減便とそれに伴う拘束時間の一部延長などの見直しを行った。	ODデータを活用したダイヤ改正については、その活用方法も含め継続的に精査を行っていく。また、バス運転士の人事給与と制度については、経営状況を注視し、交通部としてふさわしい制度となるよう、今後も検討を行っていく。
							(財政効果額)	(0円)	(47,860,000円)	(37,818,500円)		

みらい創生取組一覧【完了・終了】

取組NO	着手事項	改革項目	目指す姿	3か年の取組			取組指標				取組状況への評価	今後の取組方針
				令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)	指標	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(見込)		
1	公有財産の貸付・売却等の推進	1-(3) 公有財産活用・処分促進	土地・建物の異動、使用状況、今後の計画などの情報を遅滞なく総合的に集約し、資産の活用、特に貸付けや売却などといった積極的な公有財産の活用・処分を実現	各園と賃貸借契約を締結	民間園 土地賃貸料収入 11園	民間園 土地賃貸料収入 11園	無償で貸し付けている施設数	11か所	0か所	0か所	無償で土地賃貸借利用契約を締結し運営している民間事業者に対し、令和元年度に全ての事業者と土地の有償貸与契約を締結し、令和2年度からは土地の賃貸料を確保しており、公有財産の活用による財源の確保を図ることができた。	無償で土地賃貸借利用契約を締結し運営しているすべての民間事業者と土地の有償貸与契約を締結した。 事業完了
							(財政効果額)	(0円)	(11,088,000円)	(11,217,750円)		
2	納税通知書関連業務の外部委託化	2-(1) 外部化の推進(民間委託・指定管理者制度等) 2-(3) 行政の生産性の向上 2-(4) 人件費の抑制	・封入封緘業務の全税目の委託化を実現し人件費の更なる抑制を図るとともに、委託内容の検証とフィードバックにより、更なる効率化やミスリスクに対応 ・印刷業務を含めた外部委託化について、全庁的な視野で検討	平成30年度までで実施済の(1)個人市民税(普通徴収分・年金特別徴収分)(2)固定資産税(土地家屋)(3)固定資産税(償却資産)(4)軽自動車税の各納税通知書、(5)収納課(督促等)の封入封緘委託に加え、(6)固定資産税(償却資産)の申告用紙の印字の委託化を実施。	左記(1)から(6)に加え、個人市民税(給与特別徴収分)の通知書の圧着(メールシーラ)業務の委託化に向けた準備	左記(1)から(6)に加え、令和3年度当初課税期における(7)個人市民税(給与特別徴収分)の通知書の圧着業務の委託化を実施済。主要税目の大量発送物の封入封緘に関してほぼ外部化完了済。	封入封緘業務を外部委託化した件数(税目等の種類数)	5業務(3か年の取組の(1)～(5))	5業務(3か年の取組の(1)～(5))	5業務(3か年の取組の(1)～(5))	平成28年度当時、自庁に機器設置して市職員が封入封緘作業を行う中核市は本市のみであり、市税の大量発送物に関する外部化は他団体より圧倒的に遅れていた。外部委託化後は担当職員がコア業務に集中できるようになったため、平成28年度以降連続して市税の収入率が上昇し、大阪府内の市として1位(平成30年度、令和元年度)、全国中核市中1位(平成30年度、令和元年度)となっていることなど、想定していた効果があったものと考えている。	平成28年度から令和3年度にかけて本取組を実施した結果、納税通知書関連業務の外部委託化(封入封緘業務の外部委託化)は完了した。 なお地方税の納税通知書等に関しては、委託先へのデータ渡しによる印字業務の委託化が主流となりつつある。 今後は、国が地方団体に義務付けるシステム標準化の動向を踏まえつつ、ポスト終了後の税システム再構築に向けて大規模印刷機能の外部化を含めた全庁的な検討が必要。 取組完了
3	府道整備事業における府市連携による整備促進	1-(4) 新たな財源の創出	大阪府による十三高槻線や枚方高槻線、富田奈佐原線、萩谷西五百住線などの整備については、引き続き連携・協力しながら整備促進に取り組み、十三高槻線(府道枚方高槻線～榎尾川大橋)、枚野高槻線(淀川渡河部)、高槻東道路(延伸部)の3路線については、事業用地取得事務に携わる人材を活用して用地取得事務を受託し事務費収入による財源を確保しつつ、本市道路ネットワーク整備の促進を図る。	「大阪府道業務受託事業」として、十三高槻線(府道枚方高槻線～榎尾川大橋)、枚野高槻線(淀川渡河部)、高槻東道路(延伸部)における用地取得業務を大阪府から受託し、事業を推進した。	「大阪府道業務受託事業」として、引き続き高槻東道路(延伸部)における用地取得業務を大阪府から受託し、事業を推進するとともに人件費歳入を確保した。	「大阪府道業務受託事業」として、引き続き高槻東道路(延伸部)における用地取得業務を大阪府から受託し、事業を推進するとともに人件費歳入を確保する。					平成28年に府市で締結した「高槻市域における今後の道路の整備に関する覚書」に基づき、平成31年に「都市計画道路十三高槻線(府道枚方高槻線～榎尾川大橋)、都市計画道路枚野高槻線(淀川渡河部(高槻市域))及び府道伏見柳谷高槻線(高槻東道路(延伸部))建設事業の用に供する土地の取得等に関する協定書」を締結、令和2年度から、本格的に用地買収にかかる鑑定や物件調査等を行い事業を確実に推進するとともに、大阪府より人件費歳入を確保した。	年度毎に締結する府市年度協定に基づき府と連携し事業推進を図るとともに、本市の持つ用地買収能力を発揮し大阪府より引き続き用地買収業務を受託することで市域の府道整備による市民への利便性向上と人件費歳入の確保を両立させる。ただし、改めて検討の結果、本取組の対象事業として馴染まないと判断した。 取組終了
							(財政効果額)	(0円)	(12,976,000円)	(17,200,000円)		
4	下水道に係る排水設備等工事完了検査の民間委託の導入と手数料徴収の検討	2-(4) 人件費の抑制	本市が直営で完了検査を行っている理由としては、下水道法第13条で「職員をして検査させることができる」とされているためであるが、他市等では、すでに業務委託制度を導入している事例もあることから、法的根拠を整理した上で、民間委託を導入する。また、申請手数料の徴収可能性について検討する。	民間委託は委託料が高額となるため、下水道部局OBをアルバイトとして雇用し、完了検査を実施する。手数料徴収については引き続き検討する。	下水道部局OBをアルバイトとして雇用し、完了検査を実施した。手数料徴収について、引き続き検討した結果、現時点で徴収しないこととした。	下水道部局OBをアルバイトとして雇用し、完了検査を実施する。	人件費の抑制	7,580,600円	8,093,900円	8,195,400円	当該手数料を徴収することによって、収入は増加するものの新たな手数料徴収事務が発生することで業務量が増えるため、費用対効果が低い。よって、現時点では手数料徴収を実施せず、今後、下水道使用料を改定する際に見直しを行う。	取組終了
5	企業団奈佐原浄水池の共同利用	2-(6) 施設等の有効活用(統廃合・多機能・多目的化の推進) 3-(1) 水道事業の経営について	将来の府域一水道を見据えた状況の中、安全で安定した給水を確保するため、大阪広域水道企業団、茨木市、高槻市が連携し効率的で最適に施設を運営	大阪広域水道企業団の中期経営計画(平成32～36年度)の策定の状況を勘案した上で、企業団奈佐原浄水池の今後の方向性を検討した。	「大阪広域水道企業団経営戦略2020～2029」において企業団奈佐原浄水池は計画期間の後半に更新・耐震化が計画されている状況を勘案した上で、今後の方向性を検討した。	企業団奈佐原浄水池の更新・耐震化が計画されている状況を勘案した上で、今後の方向性を検討する。					大阪府水道ビジョンに則り、企業団を核とした府域一水道に向けた取組が推進されている中、企業団施設の計画が決定されていない状況を踏まえると、本取組の具体化は、難しい状況にある。 取組終了	